こども政策推進事業費補助金（地域こども政策推進事業）に関するＱ＆Ａ【第１版】

No.	質問	回答
１．対象自治体		
1	財政力指数とは、いつ時点のものを基準とするのか。	地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、事業年度の前々年度より過去３年度内の各年度に係るものを合算したものの３分の１の数値を基準としております。
2	域内の市町村が財政力指数１未満であっても、都道府県が財政力指数１以上である場合、当該都道府県は本事業の実施主体となり得るのか。	対象外となります。
3	都道府県が財政力指数１未満であっても、財政力指数１以上の市町村に対しては支援することはできないか。	本事業は、域内の財政力が低い市町村（一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）のこども・子育て施策を計画的・継続的な実施が図られるよう支援することを目的とするものであることから、財政力指数１以上の市町村に対する支援は対象外となります。
4	域内のすべての財政力指数１未満の市町村を対象とする必要があるのか。	原則として、域内のすべての市町村を対象としていただきたいと考えています。 なお、事業実施に当たっては、 ・　都道府県や連携中枢都市圏におけるこども・子育て施策の優先課題や、当該課題に係る近隣都道府県等との財政力の違いを主とする取組の違いを把握するとともに、 ・　優先課題への対応または差異の解消・緩和のための域内市町村支援に係る複数年の地域こども政策推進計画の策定する 必要があることから、その結果として、域内の一部の市町村を対象とすることについては差し支えございません。
5	令和８年度に採択されたが、令和９年度以降、財政力指数が１以上になった場合、本事業の対象になるのか。	本事業は、単年度事業であるため、各年度において判断することになります。
２．地域こども政策推進計画		
6	複数年度の計画を策定することになるが、計画期間に関して何年以上（または何年以下）という要件はあるのか。	計画の策定に当たっては、本事業終了後も引き続き実施できるよう、他のこども・子育て施策に関する制度や予算の活用等も視野に入れ、長期的展望に立った検討を行うことを念頭に、原則として、５年間の計画を策定いただきたいと考えています。
7	「対象経費支出予定額」について、金額に上限や下限はあるか。	所要額に制限はありません。 なお、令和８年度における国の補助基準額は、１事業あたり２億円となります。
8	「自治体こども計画」で代替することは可能か。	計画の策定に当たって、一部、自治体こども計画を引用することは差し支えありません。
9	「こども・子育て施策の優先課題」について、複数の課題を設定しても良いか。	差支えありません。
10	「近隣都道府県等との財政力の違いを主とする取組の違いを把握」とあるが、「近隣」とは、どこまでの範囲を想定しているか。	近接する都道府県を想定していますが、必要に応じて、同一の事業規模、こどもの数などの指標により、隣接している都道府県以外と比較いただいて差し支えありません。
11	「近隣都道府県等との財政力の違いを主とする取組の違いを把握」とあるが、域内の市町村同士の財政力の違いを主とする取組の違いを踏まえ、計画を策定することは可能か。	差し支えありません。
12	計画記載事項について、「（オ）都道府県、連携中枢都市圏や定住自立圏におけるこども・子育て施策の優先課題及び既に取り組んでいる取組」及び「（カ）近隣都道府県等との財政力の違いによる取組の違い」については、どちらも記載する必要があるのか。	いずれかの記載でも差し支えありません。
３．対象事業		
13	地方単独事業で実施していた事業（上乗せ・横出しを含む。）を対象として良いか。	都道府県及び市町村の既存施策の予算の付け替えとなる経費については、本事業の趣旨と馴染まないものと考えていることから、対象していません。 一方、地方単独事業で実施していた事業について、地域の実情・課題に対応して高い効果が見込まれるものに見直しを行う場合などについては、本事業の対象とすることは差支えありません。
14	優先課題への対応または差異の解消・緩和のため、域内の市町村のみならず、都道府県等が事業を実施することは可能か。	差し支えありません。
15	優先課題への対応または差異の解消・緩和のため、域内の市町村のみならず、民間団体等に支援を行うことは可能か。	差し支えありません。
４．その他		
16	他のモデル事業と同様、事業実施期限（終期）はあるのか。	特に定めていません。
17	地域こども政策推進計画を定めた期間まで継続されるのか。	複数年の地域こども政策推進計画を策定いただく必要はございますが、本事業については、各申請年度において予算補助を行うものであることから、必ずしも本事業の継続性と「地域こども政策推進計画」の期間は関連しません。
18	令和８年度に採択された場合であっても、令和９年度以降、毎年度、事前協議や交付申請が必要になるのか。	（国の予算について確約できるものではありませんが、仮に各年度の予算が措置された場合には、）毎年度、採択を行うことになりますので、今年度の採択が次年度以降の補助を確定するものではありません。